

指定障害福祉サービス事業所管理者

指定障害者支援施設管理者 各位

横浜市健康福祉局障害支援課長

令和元年度 障害者総合支援法 横浜市指定事業者集団指導における資料の訂正について（通知）

仲秋の候 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本市の障害福祉行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和元年 5 月 30、31 日に実施いたしました「令和元年度 障害者総合支援法 横浜市指定事業者集団指導」において、指定基準上の職員配置にかかる指導内容及び配布資料の文言に不正確な内容がありましたので、訂正させていただきます。

事業者の皆さまに誤解と混乱を与えることとなりましたこととお詫び申し上げます。

【訂正点】

対象資料：パワーポイント説明資料（施設・短期入所部分）

月ごとの指定基準上必要な常勤換算方法について（スライド P68～75）、「ひと月の総営業時間」に対して指定基準上の必要職員数員を配置することをお示ししましたが、正しくは「常勤職員の勤務すべき時間」に対して指定基準上の必要職員数員を配置することとなります。資料における訂正部分は、別紙のパワーポイント資料及び正誤表をご確認ください。

【補足】

集団指導にてお伝えしました趣旨としては、1 日の営業時間が長い事業所や土日に開所するなど、総営業時間が長くなる事業所は、利用者支援に携わる時間が長くなり、その分、職員確保に努める必要があることとなります。

そのため、上記のような事業所においては、適切な利用者支援という観点から営業時間に対する常勤換算上必要な職員数の確保に近づけることが望ましいとして、集団指導にてお伝えいたしました。

しかしながら、上記を満たしていない場合には指定基準上の基準違反と捉えられるような説明となっております。正確には、運営上の指導の対象となります。厚労省にも改めて確認をした結果、指定基準上の常勤換算は、「常勤職員の勤務すべき時間」に対して指定基準上の必要職員数を配置することとなり、これまでの取扱いと変更はありません。

つきましては、各事業所において、指定基準を満たす職員数を配置していただくことが必要になりますが、これを満たしている場合でも、事業所運営上、適切な支援体制が確保できていないと認められる場合には、実地指導等で指導の対象となることもございます。

なお、職員配置以外の訂正点につきましては、別添の正誤表をご確認くださいようお願い申し上げます。

（お問合せ）

横浜市健康福祉局障害支援課事業支援係

TEL:045-671-3607/FAX:045-671-3566

Eメール: kf-syoshisetsu@city.yokohama.jp